

財務省告示第四百十一号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す
 る中途換金に係る個人向け国債を買入消却したの
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年十月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	〃	〃	〃	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称
	第八回	第六回	第四回	第二回	記号
十七九 六千百 万九十 円百四 八億	万五十 円百二 四億 十九 二千	三億五 万二百 円千四 九十七 十七	四億二 万三百 円千七 三十 百一	円千八 四十三 七億 万三	総額面金額の
四千九 千七百 十八 六六億 円万九	円千八十 百百二 六六億 十万八 九三千	百九億五 二十六百 二十八千四 二万七十 円三百三	四千九億二 円八十五百六 百九千六 三万七十九 十八百九	九二千八 十万六十二 一千百七億 円六十七 百十七	総買入価額の